

発達障害児支援サークル「のびのび」 会 則

(名称・所在地)

- 第1条 この会の名称は、発達障害児支援サークル「のびのび」(通称「のびのび」)とする。
- 2 のびのびの所在地は、島根県益田市遠田町2111-10に置く。

(目的)

- 第2条 この会は、発達障害を正しく理解し、子どもたちひとりひとりに応じた支援を行うことで、家族みんなが笑顔で楽しく暮らせることを目的とする。

(運営)

- 第3条 この会は、設立の目的に賛同し会の運営に参加を希望する者で「活動企画事務局」を構成し、活動内容等について、この事務局で検討し実践するものとする。
- 2 会の総括として、活動企画事務局員の中から1名、代表を選任する。
- 3 前項に規定する代表に事故ある場合に代理で会の総括をする者として、活動企画事務局員の中から1名、副代表を選任する。
- 4 会の経理監査として、活動企画事務局員の中から1名、監査を選任する。

(活動)

- 第4条 この会の活動は、下記のとおりとする。
- ① 発達障害のある子ども達に対して、その特性に応じた支援活動を実践する
 - ② 親が発達障害について学ぶ場をつくり、親同士の交流を図る
 - ③ 発達障害に関する情報を地域に向けて発信する
 - ④ 地域全体の発達障害の支援体制づくりに向けて提言する

(会員等)

- 第5条 前条①②の活動を利用したい者は、随時「利用会員」として登録することができるものとし、退会を希望する場合も随時退会できるものとする。
- 2 前条①の活動は、原則親子で参加するものとする。
- 3 会の活動を通じて、利用会員との交流を希望する者については、その活動ごとに参加者を募り、「交流参加者」として参加を受入れるものとする。
- 4 利用会員及び交流参加者は、活動の運営にあたり参加料として1回あたり1人300円及び運営上の必要に応じて実費を負担するものとする。
- 5 利用会員の中から益田・吉賀・津和野の地区支部長を選出し、活動企画事務局の委員として活動の企画運営及び地区内の連絡調整を担うものとする。

(会計年度)

第6条 この会の会計は、4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する1年間を単位とする。

(総会)

第7条 会計の予算及び決算は、事業計画及び事業報告もあわせて、会員に報告するものとする。

2 前項の会計及び事業の報告は、毎年4月活動のときに行うものとし、この会議をもって、この会の総会とする。

附 則

この会則は、平成16年12月1日から適用する。

附 則

平成19年12月1日から改正会則を適用する。

附 則

平成21年5月10日から改正会則を適用する。

附 則

平成27年3月22日から改正会則を適用する。